水土里保全活動支援事業実施要領

制　　定　平成 27 年 4 月 1 日 26 産労農振第 2113 号
最終改正　令和 8 年 9 月 4 日 8 産労農振第 1846 号

第１　趣旨

水土里保全活動支援事業については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付３農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付 27 農振第 2219 号農林水産省農村振興局長通知）、水土里保全活動支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付 26 産労農振第 2112 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより実施する。

第２　促進計画

１　要綱第５の３に規定する区市町村長が制定又は変更する促進計画に係る様式は、別記様式 1-1 及び 1-2 に定めるとおりとする。

２　法第７条第６項に基づく公表に係る様式は、別記様式 1-3 に定めるとおりとする。

第３　事業計画

１　広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）が作成する事業計画書の様式は、別記様式 2-1 に定めるとおりとし、対象組織は、区市町村長に提出するものとする。

ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第５条第１項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類（別記２－１、別記２－２、別記４－１、別記４－６）を対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。

２　法第７条第１項に基づく事業計画の認定の申請に係る様式は、別記様式 2-2 に定めるとおりとする。

３　要綱第５の５の事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、区市町村長に提出するものとする。

４　事業計画書の提出期限は、事業を開始する年度の 6 月 30 日までとするが、特別な事情がある場合には別記様式 3-2 で届出を行ったときは 10 月 31 日まで延長することができる。

５　要綱第５の３に規定する区市町村長が認定する事業計画書の様式は、別記様式 3-3 に定めるとおりとする。

６　要綱第５の５に規定する区市町村長が変更を認定する事業計画書の様式は、別記様式 3-3 に定めるとおりとする。

第４　活動計画

１　対象組織が作成する事業に係る活動計画書の様式は、別記様式 4-1 に定めるとおりとする。

２　対象組織が作成する活動記録、金銭出納簿、実施状況報告書の様式は別記様式 4-2 から 4-4 に定めるとおりとする。

３　対象組織は、構成員一覧を含む規約を作成することとする。なお、構成員一覧の様式は、別記様式 4-5 に定めるとおりとする。

４　対象組織が、土地改良区その他区市町村以外が所有又は管理する施設を対象とした要綱第２の資源向上活動支援に係る事業を実施する場合は、別記様式 4-6 に定める確認書を締結することとする。

第５　事業実施計画

１　要綱第５の１に規定する区市町村長が、毎年度、作成する事業に係る事業実施計画書の様式は、別記様式 3-1 に定めるとおりとする。

２　区市町村長は、事業実施計画書を変更したときは、当該計画を知事に提出するものとする。

３　要綱第５の７に規定する事業者は、毎年度、事業に係る実施計画書について、別記様式 7-1、変更するときは、別記様式 7-2 を知事提出し、承認を受けるものとする。

第６　活動の実施

１　対象組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続きを経て実施方法等を決定すること。

２　対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って設計、施工管理等を行うこと。

３　対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。

４　対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

５　対象組織は、新たな環境負荷が生じないよう、みどりチェックに取組むこと。

第７　交付決定前着手

要綱第６の１に定める交付決定前着手届は、別記様式８により、知事に提出するものとする。

第８　実施状況の確認及び実績の報告

１　実施状況確認の報告に係る様式は、別記様式５に定めるとおりとする。

２　事業実績の報告に係る様式は、別記様式 3-1 及び別記様式 7-1 に定めるとおりとする。

３　対象組織は、様式４－７の「みどりチェック」チェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の最終年度に区市町村に提出するものとする。

第９　地域資源保全管理構想

地域資源保全管理構想に係る様式は、別記様式６に定めるとおりとする。また、対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、区市町村長に提出するものとする。

ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第１項に定める地域計画において、地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。

附　則（平成 27 年４月１日付 26 産労農振第 2113 号）

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年 10 月 27 日付 29 産労農振第 1408 号）

１　この要領は、平成 29 年 10 月 27 日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき平成 28 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和元年 10 月 16 日付 31 産労農振第 1334 号）

１　この要領は、令和元年 10 月 16 日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき平成 30 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和２年７月 15 日付２産労農振第 857 号）

１　この要領は、令和２年７月 15 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき令和元年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和３年９月６日付３産労農振第 1316 号）

１　この要領は、令和３年９月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき令和２年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和４年７月 19 日付４産労農振第 976 号）

１　この要領は、令和４年７月 19 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき令和３年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和５年７月５日付５産労農振第 928 号）

１　この要領は、令和５年７月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき令和４年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月 31 日付６産労農振第 2836 号）

この要領は、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和７年８月 22 日付７産労農振第 1380 号）

１　この要領は、令和５年８月 22 日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき令和６年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附　則（令和８年９月４日付８産労農振第1846号）

１　この要領は、令和８年９月４日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

２　この要領に基づき令和７年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

（別記１－１）
【区市町村から都に提出するもの】

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

市（区、町、村）

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。
（「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。）

２　促進計画の目標

１．旧　　町地域
(1) 現況
(2) 目標

２．旧　　町地域
(1) 現況
(2) 目標

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①		
②		
③		

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

５　その他促進計画の実施に関し区市町村が必要と認める事項

（注）　区市町村の判断により必要と認める事項について記載してください。

（別記１－２）
【区市町村から都に提出するもの】

番　　号
年　　月　　日

東京都知事　殿

区市町村長

市（区町村）　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の［制定／変更］について（協議）

このことについて、　　市（区町村）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を［制定／変更］したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）［第６条第４項／第６条第６項において準用する同条第４項］の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

１　　市（区町村）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案

２　促進計画作成の基礎となる関連資料(参考提出)

（別記１－３）

【市町村が作成・保管するもの】

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

年　月　日

区市町村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	

（別記2－1）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

〇年〇月〇日

組織

1　多面的機能発揮促進事業の目標

1．現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2．目標

（例）１を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2　多面的機能発揮促進事業の内容

（１）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに〇を付すこと。）

１号事業（多面的機能支払交付金）		
	〇	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	〇	法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	２号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	４号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

（２）活動の内容等

① １号事業

１）事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

（例）　活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」及び「２．実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

２）活動の内容

（例）　イ　イの活動

活動計画書「３．活動の計画」の「（１）農地維持支払」に記載のとおり。

ロ　ロの活動

活動計画書「３．活動の計画」の「（２）資源向上支払（共同）」及び「（３）資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

3　多面的機能発揮促進事業の実施期間

（例）活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

4　農業者団体等の構成員に係る事項

（例）「（別添２）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記６－１活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

＜施行注意＞

記入内容が別記4-1と重複する場合は、「２（１）②実施区域」、「２（２）活動の内容等」、「３　多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「４　農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

（別記２－２）

【活動組織から区市町村に提出するもの】

〇年〇月〇日

　　区市町村長　殿

農業者団体等の名称

代表者名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

１　事業計画

２　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■　１号事業（多面的機能支払交付金）

□　２号事業（中山間地域等直接支払交付金）

□　３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

３　その他

□　都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第５条第１項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記１から３までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

□　※に該当するため、書類の添付を省略する。

（別記３－１）
【区市町村から都に提出するもの】

番　　号
年　月　日

東京都知事　殿

区市町村長

年度　水土里保全活動支援事業実施計画書（実績報告書）の提出について

水土里保全活動支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5の1（水土里保全活動支援事業実施要領第6）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1.　年度 水土里保全活動支援事業実施計画書（実績報告書）（別紙1）
2.　年度 水土里保全活動支援事業 活動組織への補助金交付計画書（実績報告書）（別紙2）
3.　年度 水土里保全活動支援事業 返還等実施計画表及び返還等実績報告表（別紙3）
4.　年度 水土里保全活動支援事業 相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表（別紙4）
5.　年度 水土里保全活動支援事業 特例措置適用実績報告表（別紙5）

〈施行注意〉

1.　実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書（別紙1）」及び「実績報告書（別紙2）」を添付するものとする。

2.　事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書（変更）」、「要綱第5の1」を「要綱第5の2」に置き換え、事業実施計画書（変更）を添えて提出するものとする。

3.　資源向上活動支援に係る事業計画の不備による過大交付があった場合は、事業実施計画書に（別紙3）を添えて提出するものとする。

4.　次の場合で、資源向上活動支援（長寿命化）を実施する場合は、事業実施計画書に（別紙4）を添えて提出するものとする。
　1．農地維持活動支援において対象農用地面積の減少により事業計画の認定年度に遡って返還する場合
　2．資源向上活動支援において対象農用地面積の減少により事業計画の認定年度に遡って返還する場合

5.　農地維持活動支援、資源向上活動支援において特例措置があった場合は、事業実施計画書に（別紙5）を添えて提出するものとする。

6.　水土里保全活動支援事業交付要綱に基づき本様式を添付提出する場合は、重複提出とならないよう、本様式のみの提出を省略することも可能とする。

（別紙1）

年度 水土里保全活動支援事業実施計画書（実績報告書）

1．事業の目的

2．事業計画（実績）及びその内容

（1）地域活動支援
ア．農地維持活動
（ア）基本単価

区分	対象農用地面積・対象水路延長	交付額（ 都歳出額 ）	備考
田　①	a	円	
交付単価 （円/10a）	a	円	
畑　②	a	円	
交付単価 （円/10a）	a	円	
草地　③	a	円	
交付単価 （円/10a）	a	円	
小計（面積）	a	円	
水路　④	m	円	
交付単価 （円/10m）	m	円	
小計（延長）	m	円	
合計		円	

（注1）区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。
（注2）相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額（事業費）：〇〇円】、【相殺額（国費）：〇〇円】）

（2）資源向上活動支援
ア．地域資源の質的向上を図る共同活動
（ア）基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（ 都歳出額 ）	備考
田　①		a	円	
基本単価	（円/10a）	a	円	
基本単価×5／6	（円/10a）	a	円	
継続地区の交付単価	（円/10a）	a	円	
継続地区の交付単価×5／6	（円/10a）	a	円	
畑　②		a	円	
基本単価	（円/10a）	a	円	
基本単価×5／6	（円/10a）	a	円	
継続地区の交付単価	（円/10a）	a	円	
継続地区の交付単価×5／6	（円/10a）	a	円	
草地　③		a	円	
基本単価	（円/10a）	a	円	
基本単価×5／6	（円/10a）	a	円	
継続地区の交付単価	（円/10a）	a	円	
継続地区の交付単価×5／6	（円/10a）	a	円	
計　①＋②＋③		a	円	

（注1）区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。
（注2）相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額（事業費）：〇〇円】、【相殺額（国費）：〇〇円】）

（イ）加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)
a.多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（ 都歳出額 ）	備考
田　①		a	円	
加算単価	（円/10a）	a	円	
畑　②		a	円	
加算単価	（円/10a）	a	円	
草地　③		a	円	
加算単価	（円/10a）	a	円	
計　①＋②＋③		a	円	

（注1）区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。
（注2）相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額（事業費）：〇〇円】、【相殺額（国費）：〇〇円】）

加算措置の対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動の支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(都歳出額)	備考
田　①		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
畑　②		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
草地　③		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
計　①＋②＋③		a	円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

加算措置の対象組織数
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分		対象農用地面積	交付上限額(都歳出額)	備考
田　①		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	
畑　②		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	
草地　③		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	
計　①＋②＋③		a	交付額(都歳出額) 円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

(3)推進活動支援

ア. 促進計画の策定(実績)

策定時期	備考
月	

イ. 事業計画認定計画(実績)

① 活動組織の作成する事業計画の審査及び指導

審査、指導時期	審査、指導対象組織数	備考
	組織	

② 活動組織が作成する事業計画の認定計画(実績)

区分	認定時期	認定組織数	備考
地域活動支援	月	組織	
資源向上活動支援	月	組織	

ウ. 確認事務計画(実績)

① 活動組織の活動実施状況の確認

確認時期	確認対象組織数	備考
	組織	

② 活動組織の活動実施状況の報告(実績)

区分	報告の時期	報告内容	
地域活動支援	月		
資源向上活動支援 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	月		
資源向上活動支援 (施設の長寿命化のための活動)	月		

エ. 推進・指導計画（実績）

① 活動組織等への説明会の開催計画（実績）

開催時期	説明内容	開催回数	参加人数
		回	

② 活動組織の指導計画（実績）

指導時期	指導内容	指導対象組織数	
		組織	

③ 推進に関する手引きの作成計画（実績）

手引きの内容	配布先	作成部数	

オ. 交付・申請事務

活動組織からの申請書等の審査及び交付額の通知

審査時期	審査対象組織数	通知時期	通知対象組織数
月	組織	月	組織

キ. その他推進事業の実施に必要な事項

実施内容	実施時期	実施回数等	
	月		

3. 経費の配分

区　分	補助金に係る事業に要する経費（又は補助金に係る事業に要した経費）	負担区分		
		国 費		区市町村費
1. 地域活動支援（農地維持活動）	円	円	円	円
2. 地域活動支援（水路維持活動）	円	円	円	円
3. 資源向上活動支援 （地域資源の質的向上を図る共同活動）	円	円	円	円
5. 資源向上活動支援 （施設の長寿命化のための活動）	円	円	円	円
6. 推進活動支援	円	円	円	円
計	円	円	円	円

4. 事業の完了（予定）年月日　　年　月　日

5. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備　考
			増	減	
国費	円	円		円	
都費	円	円		円	
国庫補助対象	円	円		円	
都単独補助対象	円	円		円	
区市町村費	円	円		円	
国庫補助対象	円	円		円	
都単独補助対象	円	円		円	
計	円	円		円	

(2)支出の部

区　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備　考
			増	減	
1. 地域活動支援(農地維持活動)	円	円		円	
2. 地域活動支援(水路維持活動)	円	円		円	
3. 資源向上活動支援 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	円	円		円	
4. 資源向上活動支援 (施設の長寿命化のための活動)	円	円		円	
5. 推進活動支援	円	円		円	
計	円	円		円	

＜施行注意＞

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「補助金に係る事業に要する経費」を「補助金に係る事業に要した経費」、「5.収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

（別添）

水土里保全活動支援事業　区市町村推進活動支援の経費の配分

（単位：円）

区分	対象経費					補助金に係る事業に要する経費（又は補助金に係る事業に要した経費）	負担区分			
事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費	補助金		国の交付金	都道府県	区市町村	その他
区市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)										
(1)促進計画の策定										
(2)事業計画認定										
(3)確認事務										
(4)事業計画の審査及び指導										
(5)活動組織の活動実施状況確認事務										
(6)推進・指導										
(7)交付・申請事務										
(8)その他										

注：　都道府県が策定した基本方針の中で、区市町村推進事業として実施することとして定めた事項を記載すること。

（別紙2）

活動組織への補助金交付計画書（実績報告書）

交付先	地域活動支援 （農地維持活動）	地域活動支援 （水路維持活動）	資源向上活動支援 （地域資源の質的向上を図る共同活動）	資源向上活動支援 （施設の長寿命化のための活動）	備考
	交付額（円）	交付額（円）	交付額（円）	交付(上限)額（円）	

（別紙3）

1．返還等実施計画表

年度

（単位：円）

市町村名	対象組織名	返還等すべき交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	翌年度以降の返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計												

（注1）上段に事業費、下段に都歳出額を記載すること。
（注2）返還等を完了した組織については、記載しないこと。
（注3）備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

2．返還等実績報告表

年度

（単位：円）

市町村名	対象組織名	返還等すべき交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還額	本年度の相殺額	翌年度以降の返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計												

（注1）上段に事業費、下段に都歳出額を記載すること。
（注2）本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。
（注3）備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。
（注4）本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、区市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

（別紙4）

1. 相殺交付等実施計画表【資源向上活動(長寿命化)】

都道府県名	市町村名	対象組織名	農地維持活動の面積減少の有無	資源向上活動(共同)の面積減少の有無	資源向上活動(長寿命化)における返還等の該当の有無	資源向上活動(長寿命化)の返還相当(予定)総額	地目	令和4年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	令和4年度 交付上限額合計(円) 交付単価	令和4年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	令和4年度 交付額(円)	令和4年度 返還相当額(円)	令和5年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	令和5年度 交付上限額合計(円) 交付単価	令和5年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	令和5年度 交付額(円)	令和5年度 返還相当額(円)	令和6年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	令和6年度 交付上限額合計(円) 交付単価	令和6年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	令和6年度 交付額(円)	令和6年度 返還相当額(円)	年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	年度 交付上限額合計(円) 交付単価	年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	年度 交付額(円)	年度 返還相当額(円)	返還等方法(注3)	相殺交付額 前年度までの相殺交	相殺交付額 本年度の相殺交付額	相殺交付額 次年度以降の相殺交	備考
						（事業費）	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						《国　費》	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						（事業費）	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						《国　費》	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						（事業費）	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						《国　費》	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
合計						（事業費）																								
						《国　費》																								

（注1）「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
（注2）「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
（注3）返還等方法の欄には、資源向上支払（長寿命化）における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還予定年度を記載すること。

2. 相殺交付等実績報告表【資源向上活動(長寿命化)】

都道府県名	市町村名	対象組織名	農地維持活動の面積減少の有無	資源向上活動(共同)の面積減少の有無	資源向上活動(長寿命化)における返還等の該当の有無	資源向上活動(長寿命化)の返還相当総額	地目	令和4年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	令和4年度 交付上限額合計(円) 交付単価	令和4年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	令和4年度 交付額(円)	令和4年度 返還相当額(円)	令和5年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	令和5年度 交付上限額合計(円) 交付単価	令和5年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	令和5年度 交付額(円)	令和5年度 返還相当額(円)	令和6年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	令和6年度 交付上限額合計(円) 交付単価	令和6年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	令和6年度 交付額(円)	令和6年度 返還相当額(円)	年度 交付上限額合計(円) 面積(a)(注1)	年度 交付上限額合計(円) 交付単価	年度 交付上限額合計(円) 交付上限額	年度 交付額(円)	年度 返還相当額(円)	返還等方法(注3)	相殺交付額 前年度までの相殺交	相殺交付額 本年度の相殺交付額	相殺交付額 次年度以降の相殺交	備考
						（事業費）	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						《国　費》	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						（事業費）	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						《国　費》	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						（事業費）	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
						《国　費》	田																								
							畑																								
							草地																								
							小計																								
合計						（事業費）																								
						《国　費》																								

（注1）「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
（注2）「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
（注3）返還等方法の欄には、資源向上活動（長寿命化）における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。
なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還年度を記載すること。

（別紙5）
特例措置適用実績報告表
○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して取り組んだ活動内容

（注1）甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
（注2）活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
（注3）特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名（○○水路等）及び具体の内容（L=○○mの復旧等）を記載すること。

（別記３－２）
【区市町村から都に提出するもの】

番　　号
年　月　日

東京都知事　殿

区市町村長

水土里保全活動支援事業（多面的機能支払交付金）に係る事業計画書の提出期限の延長届出書

水土里保全活動支援事業実施要領第3の4に基づき、下記のとおり、　　年度における事業計画書の提出期限の延長を届け出る。

記

1．事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲

2．延長が必要な理由

（別記３－３）

【区市町村から活動組織に通知するもの】

番　　号
年　　月　　日

対象組織の名称
代表者の氏名　　殿

区市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

年　月　日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第７条第５項の規定に基づき認定する。

＜施行注意＞

１　１号事業を実施する場合において、区市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。

２　実施要領第３の６に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「　年　月　日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第７条第５項」を「第８条第４項において準用する同法第７条第５項」とする。

（別紙）

区市町村が管理する施設の工事に関する条件

１．区市町村が管理する施設に関し、　　（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、区市町村に無償で譲渡するものとする。
また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。

２．対象組織は、区市町村が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について区市町村に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、区市町村にその旨を報告し、区市町村は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

３．　・　・　・　・　・　・　必要に応じて記述　・　・　・　・　・　・　・　・　・　・

（別記４－１）

○年○月○日

【活動組織から区市町村に提出するもの】

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（水土里保全活動支援事業（多面的機能支払）に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	
組織名	
（ふりがな）	
代表者氏名	
（ふりがな）	
所在地	

Ⅰ．地区の概要（共通）

＜活動の計画＞

■	Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払）	別紙
□	Ⅲ．　２号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
□	Ⅳ．　３号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
□	Ⅴ．　その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（　）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

Ⅰ．地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

１．活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
地域活動支援（農地維持）					
資源向上活動支援（共同）					
資源向上活動支援（長寿命化）					

２．実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積又は認定農用地面積※１		田		畑		草地		採草放牧地		計	うち遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	多面支払									a		円
	中山間直払	a		a		a		a		a	a	円
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜				
取組面積	環境直払※２									a		円

※１　多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※２　環境直払に取り組む場合は、Ⅳの４の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設	水路	農道	ため池
うち、資源向上活動（長寿命化）の対象施設			

※　延長は、小数点以下第１位まで記入する。

３．実施区域位置図

別添１「実施区域位置図」のとおり

４．組織構成員一覧

別添２「構成員一覧」のとおり
※　多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

＜施行注意＞
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（　）書で上段に記載するものとする。

（別紙）

水土里保全活動支援事業（多面的機能支払）に係る活動計画書

Ⅱ． 水土里保全活動支援事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は〇　⇒

１．交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

※加算措置は除きます。

（１）地域活動支援（農地維持）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/*10a*	円
畑		円/*10a*	円
草地		円/*10a*	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	*a*		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、区市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

（２）地域活動支援（水路維持：都単）

対象水路延長	交付単価	年当たりの交付金額
	円/*10a*	円

（３）資源向上活動支援（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	*a*	円/*10a*	円
畑	*a*	円/*10a*	円
草地	*a*	円/*10a*	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	*a*		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに〇を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を５年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当（修正なし）
①②に該当（単価×0.75）

②のみ該当（単価×0.625）
該当なし（単価×5/6）

（４）資源向上活動支援（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	*a*	円/*10a*	円
畑	*a*	円/*10a*	円
草地	*a*	円/*10a*	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	*a*		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に〇を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は〇（単価×5/6）　⇒

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は〇　⇒

集落数×200万円　　円

２．組織の広域化・体制強化の計画　（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立
実施予定年度	令和　　年度	令和　　年度	令和　　年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数　　集落

農業地域類型　□都市的地域　□平地農業地域　□中間農業地域　□山間農業地域

地域振興立法の適用　□特定農山村　□振興山村　□過疎　□半島

□離島　□沖縄　□奄美群島　□小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況　□

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持活動支援　　a　　資源向上活動支援（共同）　　a　　資源向上活動支援（長寿命化）　　a

３．活動の計画

（１）農地維持活動支援

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画	
点検・計画策定		1　点検		※必ず選択してください。
		2　年度活動計画の策定		※必ず選択してください。
研修		3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	5年間に各１回以上実施	
実践活動	農用地	4　遊休農地発生防止のための保全管理		
		5　畦畔・法面・防風林の草刈り		
		6　鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施	
	水路	7　水路の草刈り		
		8　水路の泥上げ		
		9　水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
		100 水路の配水操作		
		101水路安全施設の適正管理		
	農道	10　農道の草刈り		
		11　農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施	
		12　路面の維持	点検結果に応じて実施	
	ため池	13　ため池の草刈り		
		14　ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施	
		15　ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
		102 ため池の配水操作		
		103 水路安全施設の適正管理		
	共通	16　異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施	
		104 異常気象時の施設操作	洪水、台風、地震等の発生後に実施	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動				※必ず選択してください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、１）～４）を記入してください。

１）保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- □ ①中心経営体との役割分担による保全管理
- □ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理
- □ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理
- □ ④集落間連携や広域的活動による保全管理
- □ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
- □ ⑥その他 [　　]

２）今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- □ ①農地の利用集積に伴う管理作業
- □ ②高齢農家の農用地に係る管理作業
- □ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- □ ④共同利用施設の保全管理
- □ ⑤その他 [　　]

３）２）で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- □ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化
- □ ②入り作等の近隣の担い手との協力
- □ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり
- □ ④新たな保全管理の担い手の確保
- □ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
- □ ⑥集落間の連携や広域的な活動
- □ ⑦その他 [　　]

４） ２）で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

- □ 17．入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催
- □ 18．農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- □ 19．不在村地主との連絡体制の整備、調整等
- □ 20．集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
- □ 21．地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- □ 22．有識者等による研修会、検討会の開催
- □ 23．その他 [　　]

（２）資源向上活動支援（共同）

１）施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24　農用地の機能診断	
		25　水路の機能診断	
		26　農道の機能診断	
		27　ため池の機能診断	
		28　年度活動計画の策定	
	研修	29　機能診断・補修技術等に関する研修	５年間に１回以上実施
	実践活動	30　農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31　水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		32　農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		33　ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		105　水路の安全施設の設置・補修	機能診断結果に応じて実施
		106　ため池の安全施設の設置・補修	機能診断結果に応じて実施
農村環境保全活動	計画策定	34　生物多様性保全計画の策定	
		35　水質保全計画、農地保全計画の策定	
		36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
		37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
		38　資源循環計画の策定	
農村環境保全活動	実践活動		
		この線より上に行を挿入してください。	
	啓発・普及	51　啓発・普及活動	

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

※34～38のいずれかを選択してください。

2）多面的機能の増進を図る活動（任意）

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動	計画
多面的機能の増進を図る活動	52　遊休農地の有効活用	
	53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54　地域住民による直営施工	
	55　防災・減災力の強化	
	56　農村環境保全活動の幅広い展開	
	57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2　広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3　水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59　都道府県、市町村が特に認める活動	
	行を挿入してください。	
	60　広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。
　ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法８法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合
「①農村環境保全活動を１テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を１テーマ追加		・・・追加する農村環境保全活動	
②「高度な保全活動の実施」		・・・高度な保全活動の活動項目	

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合
実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	*0 a*
冬期湛水	*0 a*
夏期湛水	*0 a*
中干し延期	*0 a*
江の設置（作溝実施）	*0 a*
江の設置（作溝未実施）	*0 a*

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合
具体的な活動内容を記載してください。

（３）資源向上活動支援（長寿命化）

工事１件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第１－４号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、１つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。

活動内容			延べ数量	左記が水路の場合、うち排水路延長
施設区分	活動項目	内容	（各単位）	（各単位）
この線より上に行を挿入してください。				

☆直営施工の実施方針について

	全部直営施工又は 一部直営施工を実施する
	直営施工は実施しない

４．加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援		→（１）へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援		→（２）へ
組織の体制強化に対する支援		→（３）へ
組織の広域化・体制強化に対する支援		→（４）へ

（１）多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件
活動を継続する組織　…（本事業計画の活動項目数）＞（前年度又は変更前の活動項目数）
新規の組織　　…　本事業計画の活動項目数２つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数　　↓ 活動を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
52 遊休農地の有効活用		
53 農地周りの環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	*a*	円/*10a*	円
畑	*a*	円/*10a*	円
草地	*a*	円/*10a*	円
合計	*a*		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支援（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

（２）農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

①　多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける　［　　］

②　農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	･･･①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	･･･②

・ 農業者以外の割合　［　　％］　・・・ ①／②

③－１　共同活動に参加する構成員の総人数の８割が参加する実践活動の実施

個人［　　人］ + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数［　　人］

= 共同活動に参加する構成員の総人数［　　人］のうち、８割にあたる［　　人］以上が参加する実践活動を毎年度行う。

③－２　あるいは、役員に女性が［　　人］選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の６割が参加する実践活動を、２種以上、それぞれ別の日に実施

個人［　　人］ + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数［　　人］

= 共同活動に参加する構成員の総人数［　　人］のうち、6割にあたる［　　人］以上が参加する実践活動を、２種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③－１、２いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	*a*	円/*10a*	円
畑	*a*	円/*10a*	円
草地	*a*	円/*10a*	円
合計	*a*		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。
※資源向上支援（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

〇多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

〇構成員の農業者以外の割合　４割以上

〇共同活動に参加する構成員の総人数（※）の８割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が２名以上の組織で構成員の総人数の６割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

（３）組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和　年度	*400,000* 円/広域活動組織

（４）組織の広域化・体制強化に対する支援（令和６年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに〇	交付額
３集落以上 又は50ha以上200ha未満		*40,000* 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		*80,000* 円/年・組織
1,000ha以上		*160,000* 円/年・組織

※北海道にあっては、３集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円／年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円／年・組織、15,000ha以上のとき160,000円／年・組織に置き換える。
※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第２項の登記事項証明書の写しを提出してください。

（別添１）

実施区域位置図

組織名称：

■ １号事業（多面支払）　□ 2号事業（中山間直払）　□ ３号事業（環境直払）

（別記４－２）（事務支援システム利用）

【活動組織から区市町村に提出するもの】

組織名：

○○ 年度　水土里保全活動支援事業(多面的機能支払交付金)　活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の２の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された
　活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
　同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動項目	
この線より上に行を挿入してください。													

	農業者	農業者以外	合計
活動に参加した最大人数	0人	0人	

取組番号表

	取組番号
事務処理	200
会議など	300

【農地維持活動】
（地域資源の基礎的な保全活動）

支払区分	活動項目		取組	取組番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
1（農地維持）	点検・計画策定	点検	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検（水路、農道、ため池）
		計画策定	年度活動計画の策定	2	年度活動計画の策定
	研修		事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	3	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修
	実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	遊休農地発生防止のための保全管理
			畦畔・法面・防風林の草刈り	5	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り
			鳥獣害防護柵等の保守管理	6	鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理
		水路	水路の草刈り	7	水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り
			水路の泥上げ	8	水路の泥上げ ポンプ吸水槽等の泥上げ
			水路附帯施設の保守管理	9	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理
		農道	農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り
			農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ
			路面の維持	12	路面の維持
		ため池	ため池の草刈り	13	ため池の草刈り
			ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ
			ため池附帯施設の保守管理	15	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理
		共通	異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り（農用地、水路、農道、ため池） 異常気象後の応急措置（農用地、水路、農道、ため池）

（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

支払区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
1（農地維持）	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催
		農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		その他	23	－

【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】
（施設の軽微な補修）

支払区分	活動項目		取組	取組番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
2（資源向上）	機能診断・ 計画策定	機能診断	農用地の機能診断	24	施設の機能診断（農用地） 診断結果の記録管理（農用地）
			水路の機能診断	25	施設の機能診断（水路） 診断結果の記録管理（水路）
			農道の機能診断	26	施設の機能診断（農道） 診断結果の記録管理（農道）
			ため池の機能診断	27	施設の機能診断（ため池） 診断結果の記録管理（ため池）
		計画策定	年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定
	研修		機能診断・補修技術等に関する研修	29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修
	実践活動	農用地	農用地の軽微な補修等	30	畦畔の再構築 農用地法面の初期補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな雑草対策
		水路	水路の軽微な補修等	31	水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修（水路） きめ細やかな雑草対策（水路） パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修（水路の附帯施設） 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等

		農道	農道の軽微な補修等	32	路肩、法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修（農道） きめ細やかな雑草対策（農道） 側溝の目地詰め 側溝の不同沈下への早期対応 側溝の裏込材の充填 破損施設の補修（農道の附帯施設）
		ため池	ため池の軽微な補修等	33	遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応 堤体侵食の早期補修 破損施設の補修（ため池の堤体） きめ細やかな雑草対策（ため池の堤体） 破損施設の補修（ため池の附帯施設） 遮光施設の補修等

（農村環境保全活動）

支払区分	活動項目	テーマ	取組	取組番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
2（資源向上）	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34	生物多様性保全計画の策定
		水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
		景観形成・ 生活環境保全	景観形成計画、 生活環境保全計画の策定	36	景観形成、生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進・	水田貯留機能増進計画、 地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
		資源循環	資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定
	実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
			外来種の駆除	40	外来種の駆除
			その他（生態系保全）	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
		水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42	水質モニタリングの実施・記録管理
			畑からの土砂流出対策	43	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
			その他（水質保全）	44	水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水（濁水）管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成・ 生活環境保全	植栽等の景観形成活動	45	景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃
			その他（景観形成・生活環境保全）	47	農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動
		水田貯留機能増進・ 地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	48	水田の貯留機能向上活動
			水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養林の保全	49	水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全
		資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動
	啓発・普及		啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め

（多面的機能の増進を図る活動）

支払区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
2（資源向上）	増進活動	遊休農地の有効活用	52	遊休農地の有効活用
		鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の	53	農地周りの共同活動の強化
		地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工
		防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化
		農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開
		医療・福祉との連携	57	医療・福祉との連携
		農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
		都道府県、市町村が特に認める活動	59	都道府県、市町村が特に認める活動
		広報活動	60	広報活動

【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

支払区分	活動項目	施設区分	取組	取組番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
3（長寿命化）	実践活動	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修
					水路の老朽化部分の補修
					水路側壁の嵩上げ
					U字フリューム等既設水路の再布設
					集水枡、分水枡の補修
					ゲート、ポンプの補修
					安全施設の補修
			水路の更新等	62	素掘り水路からコンクリート水路への更新
					水路の更新
					ゲート、ポンプの更新
					安全施設の設置
		農道	農道の補修	63	農道路肩、農道法面の補修
					舗装の打換え（一部）
					農道側溝の補修
			農道の更新等	64	未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
					側溝蓋の設置
					土側溝をコンクリート側溝に更新
		ため池	ため池の補修	65	洗掘箇所の補修
					漏水箇所の補修
					取水施設の補修
					洪水吐の補修
					安全施設の補修
			ため池（附帯施設）の更新等	66	ゲート・バルブの更新
					安全施設の設置

※　都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、上の表に追加すること。

（別記４－３）【事務支援システム利用】

【活動組織から市町村に提出するもの】

○○年度　　水土里保全活動支援事業（多面的機能支払交付金） 金銭出納簿　　組織名：

★「分類」欄は、分類番号（１～８）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入力してください。
区別ができない収支は「１」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

★水路維持の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「３」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

日付	分類	内　　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書等番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
この線より上に行を挿入してください。										
合　　計							／	／	／	／

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

日付	分類	内　　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書等番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用

【集計】　　1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　　計		

【集計】　　2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　　計		

【集計】　　3 水路維持（都単独補助）　（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　　計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内　　容　　（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ日、花の種、苗代など 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

（別記４－４）

【活動組織から市町村に提出するもの】

〇年〇月〇日

区市町村 長　殿

組織名称

代表者氏名

年度　水土里保全活動支援事業（多面的機能支払交付金）に係る実施状況報告書

水土里保全活動支援事業実施要領（平成27年４月１日付け26農振第2113号26産労農振第2113号）第４の２に基づき、水土里保全活動支援事業の実施状況について、別添のとおり報告します。

（別添）

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称	

＜○年度　収支実績　　○年○月○日現在＞

	項　　目	金額	備　考
収入の部	1．前年度からの持越金（農地維持・資源向上（共同））		
	2．前年度からの持越金（資源向上（長寿命化））		
	3．農地維持・資源向上（共同）交付金		
	4．資源向上（長寿命化）交付金		
	5．利子等		
	合　　計		

	項　　目	金額	備　考
支出の部	1．支出総額（農地維持・資源向上（共同））		
	日当		
	外注費		
	その他		
	2．支出総額（資源向上（長寿命化））		
	日当		
	外注費		
	その他		
	3．返還		
	4．次年度への持越金（農地維持・資源向上（共同））		（持越金の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入（別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入）
	5．次年度への持越金（資源向上（長寿命化））		（持越金の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入（別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入）
	合　　計		

水路維持支援

	項　　目	金額	備　考
収入の部	1．水路維持補助金		
	2．利子等		
	合　　計		

	項　　目	金額	備　考
支出の部	1．支出総額		
	日当		
	外注費		
	その他		
	2．返還		
	合　　計		

1． 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	令和○年○月○日

2．組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立

3． 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「ー」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「ー」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

（1）地域活動支援（農地維持）

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分			活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定		1　点検			
			2　年度活動計画の策定			実施（予定）年度：○年
	研修		3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修			実施（予定）年度：○年
	実践活動	農用地	4　遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積　a
			5　畦畔・法面・防風林の草刈り			
			6　鳥獣害防護柵等の保守管理			
		水路	7　水路の草刈り			
			8　水路の泥上げ			
			9　水路附帯施設の保守管理			
			100　配水操作			
			101　安全施設の適正管理			
		農道	10　農道の草刈り			
			11　農道側溝の泥上げ			
			12　路面の維持			
		ため池	13　ため池の草刈り			
			14　ため池の泥上げ			
			15　ため池附帯施設の保守管理			
			102　配水操作			
			103　安全施設の適正管理			
		共通	16　異常気象時の対応			
			104　異常気象時の対応			

活動区分		活動項目	計画	実施	実施日	備考
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		17　農業者の検討会の開催				
		18　農業者に対する意向調査、現地調査				
		19　不在村地主との連絡体制の整備等				
		20　集落外住民や地域住民との意見交換等				
		21　地域住民等に対する意向調査等				
		22　有識者等による研修会、検討会の開催				
		23　その他				

（２）資源向上活動支援（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24　農用地の機能診断			
		25　水路の機能診断			
		26　農道の機能診断			
		27　ため池の機能診断			
		28　年度活動計画の策定			
	研修	29　機能診断・補修技術等に関する研修			実施（予定）年度：〇年
	実践活動	30　農用地の軽微な補修等			
		31　水路の軽微な補修等			
		32　農道の軽微な補修等			
		33　ため池の軽微な補修等			
		105　水路安全施設の設備補修等			
		106　ため池安全施設の設備補修等			
農村環境保全活動	計画策定	34　生物多様性保全計画の策定			
		35　水質保全計画、農地保全計画の策定			
		36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
		37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
		38　資源循環計画の策定			
	実践活動	39　生物の生息状況の把握（生態系保全）			
		43　畑からの土砂流出対策（水質保全）			
		46　施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）			
		47　その他（景観形成・生活環境保全）			
		「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。			
	啓発・普及	51　啓発・普及活動			

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52　遊休農地の有効活用			
	53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54　地域住民による直営施工			
	55　防災・減災力の強化			
	56　農村環境保全活動の幅広い展開			
	57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施			
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化			
	59　都道府県、市町村が特に認める活動			
	60　広報活動・農村関係人口の拡大			

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援	－	－	実施日	

（３）資源向上活動支援（長寿命化）

※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。

「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることがいっぱんてきなものであっても、

「１箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

計画					実績				
施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	左記が水路の場合、うち排水路延長（km）	完成数量（km,箇所）				調査・設計等のみ
					前年度まで	本年度	左記が水路の場合、うち排水路延長（km）	合計	
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。									

※延長の数量は小数点以下第２位まで記入してください。

※施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無　**有・無**

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

甚大な自然災害による特例措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名（○○水路等）及び具体の活動内容（L＝○○mの復旧等）を記載すること。

消費税に係る課税事業者の該当の有無

以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。

・今年度、新たに構成員が加わった。

・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。

（仕組みを活用して人材を確保できた）

（仕組みを活用したが人材の確保はできなかった）

・今年度、新たに集落内外の人材・団体等（※）と連携して活動した。

※学校、企業、農業に関心のある非農業者等

・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

別紙

持越金の使用予定表

地域活動支援（農地維持）・資源向上活動支援（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の３割を超え、かつ、１００万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計		0	円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金の使用予定表

資源向上活動支援（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の３割を超え、かつ、１００万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計		0	円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

（規約別紙）

（別記４－５）

令和○年○月○日

構成員一覧

以下３．の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記１．２．のとおり定めます。

１．代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

２．役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

３．構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

（１）　○○集落

①　農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

②　農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

（２）　○○集落

①　農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

②　農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

（３）農業者以外の団体　（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	活動支援班員

この線より上に行を挿入してください。

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他の農業者以外団体

（別記４－６）

【活動組織から区市町村に提出するもの】

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙２の第５の５の（１）のエに基づき、○○活動組織（以下「活動組織」という。）と○○土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第１条　活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

２　活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第２条　活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

３　活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第３条　この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書２通を作成し記名の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

代　表　　○○○○

○○土地改良区

住　所

理事長　　○○○○

（別記４－７号）

農林水産省様式

申請時記入日：　　年　　月
報告時記入日：　　年　　月

水土里保全活動支援事業（多面的機能支払交付金）　「みどりチェック」チェックシート

組織名：○○活動組織

	（１）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 肥料の適正な保管	□	□	□
②	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	□	□

	（２）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	**多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」（※１）の交付を受ける場合** 農薬の適正な使用・保管	□	□	□
④	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 農薬の使用状況等の記録・保存	□	□	□

	（３）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	**活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合** 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	□	□

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑥	**全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く）** 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	□	□

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑦	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		□	□

	（６）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑧	**多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合** 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	□	□
⑨	**生態系への影響が想定される工事等を実施する場合** 生態系に配慮した事業実施に努める	□	□	□

	（７）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑩	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		□	□
⑪	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 関係法令の遵守		□	□
⑫	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 正しい知識に基づく作業安全に努める		□	□

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は
　実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
注２　記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、
　当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
注３　⑪の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年 法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とします。
※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのdの活動をいう。
※２　便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

（別記５）
【区市町村から都に提出するもの】

番　　号
年　月　日

東京都知事　殿

区市町村長

年度　水土里保全活動支援事業(多面的機能支払交付金)に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、水土里保全活動支援事業実施要領第6の1に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

1．実施状況確認表（別紙）

（注）確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び区市村長が作成した実施状況確認チェックシートを提出すること。

（別紙）

実施状況確認表

年度

東京都	区市町村名	対象組織名	広域化・体制強化			構成員（農業者）				構成員（農業者以外）										活動に参加した最大人数			活動期間				認定農用地面積（a）				保全管理する施設				長寿命化を行う施設			
						個人	団体			個人	団体												地域活動支援	資源向上活動支援													
																								共同活動	施設の長寿命化											
			広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設置		農事組合法人（団体数）	営農組合（団体数）	その他の農業者団体（団体数）		自治会（団体数）	女性会（団体数）	子供会（団体数）	土地改良区（団体数）	ＪＡ（団体数）	学校・ＰＴＡ（団体数）	ＮＰＯ（団体数）	その他の農業者以外団体（団体数）	合計団体数	農業者	農業者以外	合計	活動開始年度	活動終了年度	活動開始年度	活動終了年度	活動開始年度	活動終了年度	計（a）	田（a）	畑（a）	草地（a）	うち中山間との重複面積（a）	うち解消する遊休農地面積（a）	ため池（箇所）	農道（ｋｍ）	うち、排水路（ｋｍ）	水路（ｋｍ）	ため池（箇所）	農道（ｋｍ）	うち、排水路（ｋｍ）	水路（ｋｍ）
合計		組織																																			

対象農用地面積（a）														農業地域類型				地域振興立法8法地域							指定棚田地域	構造変化に対応した保全管理の目標				収入の部（円）									支出の部（円）			
地域活動支援（農地維持）				資源向上活動支援（共同）				資源向上活動支援（長寿命化）				集落数																										地域活動支援（農地維持）・資源向上活動支援（共同）		資源向上活動支援（長寿命化）	
田（a）	畑（a）	草地（a）	計（a）	うち農振農用地区域外面積（a）	田（a）	畑（a）	草地（a）	計（a）	うち農振農用地区域外面積（a）	田（a）	畑（a）	草地（a）	計（a）	うち農振農用地区域外面積（a）																													
														都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域	特定農山村	振興山村	過疎	半島	離島	沖縄	奄美群島	小笠原諸島		中心経営体型	集落ぐるみ型	地域外経営体連携型	集落間・広域連携型	多様な参画・連携型	その他	前年度からの持越金（資源向上活動支援（長寿命化））	前年度からの持越金（地域活動支援（農地維持）・資源向上活動支援（共同））	地域活動支援補助金（農地維持）	地域活動支援補助金（水路維持）	資源向上活動支援補助金（共同）	資源向上活動支援補助金（長寿命化）	利子等	合計	日当	外注費	その他	日当	外注費	その他

| 支出の部（円） | | | 支出の部（円） | | 合計 | 地域活動支援（農地維持） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（別記６）
【活動組織から区市町村に提出するもの】

番　　号
年　月　日

（　区市町村長　）　殿

（対象組織代表
氏　名　　印）

年度　多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

水土里保全活動支援事業実施要領（平成 27 年４月１日付 26 産労農振第 2113 号）第７の規定に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

（別添）

地区地域資源保全管理構想
（　　年　　月作成）

１．地域で保全管理していく農用地及び施設

（１）農用地
（２）水路、農道、ため池
（３）その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

２．地域の共同活動で行う保全管理活動

（１）農用地について行う活動
（２）水路、農道、ため池について行う活動
（３）その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

３．地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法
（２）構成員の役割分担
　① 農用地について行う活動
　② 水路、農道、ため池について行う活動
　③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

４．地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保
（２）農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

５．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後５年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

（取り組むべき活動・方策の例）
・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化
・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

（別記７－１）

（番　　号）
年　月　日

東 京 都 知 事　殿

（事業者　　氏　　名　　）

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画承認申請書（実績報告書）

水土里保全活動支援事業実施要綱第５の７（交付要綱第10の１）に基づき、実施計画承認申請書（実績報告書）を提出します。

（別紙）

年度

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画書（実績報告書）

（事業者名）

年　　月

1　事業の必要性

2　事業対象となる農業用水路の諸元

（１）農業用水名

（２）管理者　　（市町村・土地改良区・用水組合）

（３）所在地　　（地先）～（地先）　※事業対象箇所の始点と終点を表示

（４）受益面積　　（ha）　※事業対箇所から下流の受益面積

（５）受益農家戸数　　（戸）　　〃　　受益戸数

（６）主作目　　（米・梨など）

3　事業量
（浚渫水路延長）　　（ｍ）

4　事業費（税込み）　　円（補助金　　円）

補助率 3/4　　10ｍあたり 20 万円以内）

5　添付書類

※計画（実績）位置図
（撤去範囲を分かるように記載（難しい場合は地形図上に撤去範囲を記載等））
受益面積や水路延長がわかる図面が望ましい。

※現況写真（全景及び土砂堆積状況等）
（申請時（完了時）の現況写真を添付）

※事業費の内訳資料

（別記様式７－２）

（番　　号）
年　　月　　日

東　京　都　知　事　　殿

（事業者　　氏　　名　）

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画変更承認申請書

水土里保全活動支援事業実施要綱第５の７に基づき、下記のとおり実施計画の変更承認を申請します。

記

変更理由

（別記７－３）

（番　　号）
年　月　日

事 業 者　殿

東京都知事

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画承認通知

年　月　日付　第　号で申請のあった事業実施計画については。水土里保全活動支援事業実施要領第５の３に基づき、これを承認します。

つきましては、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第３に基づき、補助金交付申請書の提出をお願いいたします。

（別記８）

（番　　号）
年　月　日

東 京 都 知 事　殿

（事業者　氏　名　）

水土里保全活動支援事業費補助金交付決定前着手届

水土里保全活動支援事業実施要綱第６の１に基づき、　年　月　日付（第　号）で承認を受けた実施計画に基づく本事業について、下記の条件を了解の上、交付決定前に着手することとしたのでよろしくお願いいたします。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業者が負担するものとする。

２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　本事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

実施主体	用水名	事業量	事業費	うち都費	着手予定年月日	完了予定年月日	理　由
		m	円	円			